

会議録（2019年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2020年1月20日（月） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、
藤森委員、前田委員、山崎委員
（県建設局） 建設局技監、道路建設課主幹、建設企画課主幹 他
（県農業水産局） 畜産課主幹 他
（県農林基盤局） 農地計画課長、農林総務課 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ① 第5回委員会 会議録の確認について
 - ② 第5回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③ 対象事業の審議について
【事前評価】農業農村整備事業 10事業※
※農業農村整備事業のうち、「水質保全対策事業」と「用排水施設整備事業」、「たん水防除事業」2事業、「地盤沈下対策事業」2事業をそれぞれ一括審議
 - ④ 2019年委員会の主な意見と対応について
 - ⑤ 個別補助事業の事業評価について
 - （3）閉会

1 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

①道路事業：一般県道蒲郡碧南線、一般国道247号（成岩6号踏切）

道路建設課から、修正箇所を説明。

[委員] 一般県道蒲郡碧南線について、道路利用台数とあるが、どのような意味か。

[県] 道路を利用するすべての車両という意味で記載している。

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 農業農村整備事業（畜産課）

①費用対効果の算出方法

畜産課から説明。

[委員] 投資効率（費用対効果）の算出方法は、マニュアルに沿った方法なのか。

[県] 農林水産省の通達に基づき算出している。

[委員] 還元率の算出結果はいくらになるか。

[県] 5.8%である。

[委員] 耐用年数は何年か。

[県] 30年である。

②農業農村整備事業（畜産総合センター豚舎整備事業）：畜産総合センターの審議
畜産課から説明。

[委員] 出荷頭数約 15 万頭が目標出荷頭数 25 万頭になる計画だが、何年で達成する計画か。

[県] 建設工事が終わって 5 年後の計画達成を目指している。

[委員] 畜産総合センターで飼育されている豚と出荷されている豚との関連について教えてほしい。

[県] 農家で生産される豚を子供とすると、畜産総合センターから種豚場へ供給されるのが祖父母、種豚場で父母を生産、種豚場から父母が農家へ供給されて、子供が生産される。子供の目標出荷頭数が 25 万頭である。

[委員] 防災に資する事業については、事業を行わなかった場合の災害リスクを評価調書に記載するようアドバイスしている。今回の場合も、豚舎整備を行わず、CSF（豚コレラ）が発生してしまった場合の損失について記載すると説得力が増す。

[委員] 畜産総合センターで CSF が発生したらどうなるのか。系統豚の予備はあるのか。

[県] 1 頭でも発生すれば、全頭殺処分されてゼロになる。開発に 10 年ほどかかるので、現在、リスク分散として受精卵を採取し保存している。

[委員] 事業の意義はよく分かったが、定量的な説明の積み上げがない。こういった建物で何頭飼育して、それによって費用対効果にどうつながるのが書かれていると分かりやすい。

[委員] 事業規模を定量的に示すとともに、費用対効果分析の算定要因や算定プロセスをできる限り記載すること。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

(2) 農業農村整備事業（農地計画課）

①費用対効果の算出方法

農地計画課から説明。

特に意見なし。

②農業農村整備事業（水質保全対策事業）：占部用水、 農業農村整備事業（用排水施設整備事業）：入鹿上用水の一括審議

農地計画課から説明。

[委員] 占部用水地区のB/Cに、漏水被害を防ぐことによる効果が入っていないのではないかと。

[県] 事業を実施しなければ、今後、現在以上の漏水が起これば、用水を供給できなくなるが、事業を実施すれば、十分な用水を供給できることから、作物生産効果や品質向上効果を計上している。

[委員] 事業実施によって漏水を防止でき、用水が十分供給され、農業生産が「維持される」ということか。現在、既に漏水があるということは、維持されていないのではないかと。

[県] 現在も漏水があるため、新設当初と比べると農業生産が維持されていないが、事業を実施しないと、さらに減収する。

[委員] 事業実施によって、現在の農業生産が「維持される」のではなく、「改善される」のではないかと。現在、漏水があり、上手く用水が供給されていないのなら、現在の悪い状況を維持しても意味が無い。現在の悪い状況を良くして、作物を生産できるようになるということは、事業実施によって「改善される」のではないかと。

事業実施によって、漏水が無くなり、必要な用水が供給される結果、農業生産が「改善される」と記載すると良いのではないかと。

[委員] 占部用水地区について、用水路の「機能低下を防止する」ということは、まだ機能低下が起こっていないということか。

[県] 機能低下は現在も起こっており、今後もさらに低下する。

- [委員] 「防止」と言うと、いま起きていないことを起こさないという感じだが、もう起こっているなら「防止」できていないから、「改善」ではないか。
しかし、実際に起こっているとすれば切実なことであり、事業実施の重要性は増す。「防止」を「改善」とした方が良い。
- [委員] 管更生工法の耐久性は、管を新設した場合とほとんど変わらないのか。
- [県] 管更生工法については、既設管の強度を考慮せず、新しく作る管だけで強度を確保する計算で設計している。
- [委員] 既設管の破損を考慮しているのか。
- [県] 外圧にも耐えられる構造なので、問題無い。
- [委員] 入鹿上用水地区のB/Cが16で、一般のB/Cと比べてかなり大きい。効果の中でも一番大きいのが災害防止効果（一般資産）なのは、人が多く住んでいるからということだが、事業実施によって、浸水が防げるという計算になっているのか。
- [県] そのとおりである。現在は排水路として使っているが、元々は用水路であったため下流になるほど断面が小さい。以前より流出量が増えたことによって、特に下流になるほど断面が不足しているため、今回、断面を大きく改修することによって、溢水被害が無くなる。
- [委員] 溢水しないという計算結果が算出されているのか。
- [県] そのとおりである。
- [結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

③農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）：安城荒井地区の審議

農地計画課から説明。

- [委員] 担い手農家について、事業完了後も耕作を続けるという確認をしているのか。
- [県] 事業実施前に、担い手農家の営農状況等を確認している。事業の採択要

件でもある農地の利用集積については、地元の意向を基に、事業を計画している。

また、事業の効果については、事業完了後5年目の評価として確認する。

[委員] 担い手農家の営農状況等について、事業実施前に公式な審査みたいなものはあるのか。

[県] この地区の担い手農家は、認定農業者である。他の地区についても、認定農業者や生産法人等の組織の状況を確認している。

[委員] 耕作放棄地になるリスクは無いと見なして良いのか。

[県] 良い。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

④農業農村整備事業（たん水防除事業）：横根川地区、奥田地区の一括審議 農地計画課から説明。

[委員] 排水機場の更新ではなく、機械のみの改修では対応できないのか。

[県] 排水機場は、上屋、コンクリート構造物、機械類があり、それぞれ耐用年数が違う。排水機場を新設すると、まず、ポンプ、操作盤、電気関係が悪くなる。その後、ポンプ自体の能力が落ちてくるため、20年程度経つと一度、ポンプのオーバーホールをする。上屋自体の耐用年数が40年から50年とされているため、40年程度経ったときに、今回のような更新整備をする。

また、近年、耐震対策が必要とされているため、40年程度経った排水機場については、更新整備によって耐震性を確保することになっている。

[委員] 作物生産効果の農作物の浸水被害は、20年に一度の水害が起きたときの一度の被害なのか。それとも、何度か被害に遭う可能性を積み上げて計算しているものなのか。

[県] 被害が何年かに1回起きるという確率により計算している。20年に1回の被害が、40年間であれば2回入っているイメージである。

[委員] 災害防止効果（一般資産）の家屋の被害の計算も同じか。

[県] 同じである。

[委員] 補足説明資料の「排水能力の変化」がとても分かりやすいので、評価調書の「事業の必要性」等に載せてもらいたい。また、補足説明資料の「事業の効果」も分かりやすいので、評価調書の「費用対効果分析結果」に載せてもらいたい。

[委員] 可能な範囲で、補足説明資料の中から、根拠となる数値を評価調書に載せてもらいたい。

[県] 承知した。

[委員] 採択要件について、農業以外の事業効果が見込まれる場合は、全体の事業効果の50%未満とあるが、横根川地区の事業効果は、災害防止効果（一般資産）が一番大きい。また、受益面積の50%以上が農用地であるという採択要件もあるが、横根川地区の地図を見ても、それが分からない。

[県] 横根川地区については、事業効果は圧倒的に農業以外の効果の方が大きい。受益面積に占める農地の割合が72.5%あるので、採択要件に該当している。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑤農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：鍋田排水地区、六條地区の一括審議
農地計画課から説明。

[委員] 鍋田排水地区における鋼矢板の腐食について、何箇所調査して何箇所確認したのか。また、護岸の耐力が限界に達しつつあることについて、構造計算をして判断しているのか。評価調書には抽象的に書かれているため、どの程度検証されているのかがよく分からない。

また、六條地区については、漏水が何回あったのか、どの程度の被害が生じたのか、評価調書に具体的に記載した方が良い。

[県] 鍋田排水地区の腐食状況については、今回、板厚調査を22地点の両岸で実施した。鋼矢板の場合、設計時点で2mm分の腐食を見越し、板厚を2mm

減じて構造計算をする。今回の調査でも、この2mmを超えたかどうかを検査した。その結果、22箇所のうち17地点で、平均2.42mmの腐食を確認した。

六條地区の漏水については、過去10年間に22箇所で発生している。

[委員] このことを評価調書に記載してもらいたい。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑥農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）：平坂地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 漏水は、何件程度発生しているのか。

[県] 管径900mmの石綿セメント管で漏水が発生しており、令和元年度には9箇所で発生している。

[委員] 漏水によって、十分に用水が供給されないような状況になったことはあるのか。

[県] 漏水した場合はすぐに用水を止め、管を入れ替えるなどの応急措置をして、すぐに水を流している。

[委員] 漏水した際の石綿管の入れ替え工事が危険であり、老朽化でどこが漏水するか分からない状況であれば、漏水状況をきちんと示してもらいたい。
代替策が無いということだが、「漏水したら、その都度補修していく」という対応では駄目なのか。

[県] 漏水は頻繁に起きているので、農業従事者がその都度対応するのでは営農に支障をきたす。

[委員] 「その都度補修する」という方法もあるが、現状等を考えると、一斉に更新した方が良いという判断ということか。

[県] そのとおりである。

[委員] 評価調書の「事業手法の妥当性」の記述が少ない。

[県] 石綿セメント管を「撤去する」ことも事業目的の一つである。

[委員] 事業手法の妥当性について、事業名の「特定」が石綿セメント管のことであれば、経済性や現地状況もあるが、それ以上に、そもそも石綿セメント管は全て入れ替えていかなければならない。

その一方で、地盤沈下対策事業 六條地区には、「特定」事業では無いのだから、六條地区と同じ記述ではおかしい。

[県] 石綿セメント管の撤去は事業者の責務であるが、その効果については、効果額の計上方法が確立していないことから、記述が難しい。

[委員] それはやむを得ない。しかしながら、「事業手法の妥当性」の定性的な記述が、六條地区と同じ内容になるのはよくない。

[委員] 他事業では、いくつかの選択肢からこの方法を選定したというプロセスが、数字や文章で記述されていた。

農業農村整備事業においても、漏水や腐食については、発生頻度や規模を定量的に記述すること。また、石綿セメント管については、撤去の必要性を記述し、「代替案の比較検討結果」には、対処療法的な方法も選択肢として記述すること。

[県] 承知した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

⑦農業農村整備事業（震災対策農業水利施設整備事業）：枝下用水２期地区の審議
農地計画課から説明。

[委員] この施設は、地震があった時に、全部が壊れるという設定なのか。

[県] レベル１地震動、震度５以下に対しては「健全性を損なわない性能」、レベル２地震動に対しては「致命的な損傷を防止する性能」を有するという設定で、計画している。

[委員] 新しく作る施設について、そういう設定ということか。

[県] そのとおりである。

[委員] 水稲作付面積は、現用水路を整備したときよりも少なくなっているのか。用水量がどの程度必要なのか精査する必要がある。昔ほど稲作はしておらず、工業用水は枝下用水から取水している訳ではないとしたら、もう少し断面が小さくても良いということにならないか。

[県] 現在の受益面積から転用見込み面積を差し引いた用水計画と、10年確率雨量の排水計画の両方で水収支計算をして、断面を決定している。

[委員] 水稲作付面積は、受益面積と何が違うのか。

[県] 水稲作付面積は、実際に作物が作付される面積である。

[委員] 断面については、用水の計算と排水の計算を重ね合わせた計画であり、無駄に大きなものにはしていないという説明をした方が、事業費の妥当性が出てくる。

[委員] 災害防止効果（一般資産）の843億円は、どの程度の被害なのか。補足説明資料の「事業の効果」の約3,000の家屋と約700の事業所という記述を見ると推測できるが、評価調書には記載されていないので分からない。

[県] 評価調書の記述については、事務局と相談のうえ、各効果の算出根拠を追記する。

[委員] 枝下用水は、歴史ある用水で、桜並木やモミジもあり、場所によっては歴史的な景観を作っている。今回の整備にあたって、環境整備については、市町村や地域住民とよく協議して、良い環境をできるだけ残してもらいたい。

また、水利組合が管理している水路を、今回、県が事業主体として整備して、水利組合に移管するという手続になるのか。

[県] 地域住民や、施設管理者である豊田土地改良区とよく相談してから工事に着手する。

農業農村整備事業で整備する排水機場や水路等、ほとんどの施設は、土地改良区か市町村が管理している。県営事業は、土地改良法によって、施

設管理者の財産のまま、県が工事をして、そのまま施設管理者に管理してもらおうという仕組みである。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。